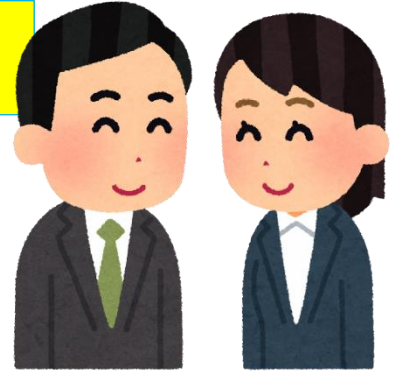


宇治労政ニュース

女性活躍推進法が改正されました！

2019年5月29日、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が成立し6月5日に公布されました。
一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります。



◆労働者が101人以上の事業主の皆さまへ

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。（施行：公布後3年以内の政令で定める日）
※労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。
※今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定められる項目からの任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

◆労働者が301人以上の事業主の皆さまへ

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について

- ① 職業生活に関する機会の提供に関する実績、
 - ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表する必要があります。
- （施行：公布後1年以内の政令で定める日）

※現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することになっています。

※行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応が予定されています。

◆各区分の情報公表項目のイメージ

※詳細については省令において示される予定です。

① 職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女別の採用における競争倍率
- ・労働者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績

② 職業生活と家庭生活との両立

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業所得率
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・有給休暇取得率

◆女性活躍に関する取組が特に優秀な事業主に対する特例認定制度 (プラチナえるぼし(仮称))が創設されます(施行: 公布後1年以内の政令で定める日)

女性の活躍推進に関する状況等が優秀な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「**プラチナえるぼし(仮称)**」認定を創設します。なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

※認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

※認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

◆現行の女性活躍推進法に基づき実施すべき取組

① 一般事業主行動計画の策定・届出

〈ステップ1〉自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合、② 男女の平均継続勤務年数の差異、③ 労働時間の状況、④ 管理職に占める女性労働者の割合等を把握し、課題分析を行ってください。

〈ステップ2〉一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ1を踏まえて、(a) 計画期間、(b) 数値目標、(c) 取組内容、(d) 取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知・外部へ公表を行ってください。

〈ステップ3〉一般事業主行動計画策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。

〈ステップ4〉取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

① 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

改正法の詳細な内容については今後、厚生労働省令や行動計画策定指針等により示される予定です。

情報公表の際は、厚生労働省が運営している

「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

(URL <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)

女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。

一般事業行動計画策定等のお問い合わせについては、京都労働局雇用環境・均等部(室)

(075-241-3212) までお問い合わせください。

— お問い合わせ先 —
宇治市男女共同参画課
TEL : 0774-39-9377



メリハリをつけた働き方で、充実した人生を！！

～仕事はチームで行い、休みやすい職場環境を整えましょう♪～

労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画定期に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

● 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

今年から、会社にも「ゆう活」を取り入れませんか？

「ゆう活」とは、日照時間が長い夏は早く働きその分早めに仕事を終えて、まだ明るい夕方の時間を有効活用しようとする取組です。

「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの導入が効果的です。

ゆう活の取組を通じて、業務の効率化が図られ、長時間労働が抑制されるなど、企業にも様々なメリットがあります！

メリハリをつけて
仕事と休みを上手に
両立させましょう！



宇治市技能功労者を募集しています

宇治市では毎年 11 月 23 日（勤労感謝の日）に技能功労者を表彰しています！

この表彰は、永く一つの職業に従事し、優れた技能を磨いてこられた方々の功労を称えとともに、技能水準の一層の向上と技能尊重の気運を高めることを目的としています。

— 表彰対象者 —

技能者として特に功労があったと認められ、令和元年 11 月 23 日現在において次の要件を全て満たす人

1. 宇治市内に継続して 5 年以上住所がある人
2. 宇治市内の事業所に 5 年以上従事し、30 年以上の実務経験を有する満 60 歳以上の技能者である人
3. 極めて優れた技能を有し、他の模範と認められる人
4. 引き続きその職業に従事し、指導的立場にある人
5. 小規模の事業所（役員・臨時職員を除き、職員が概ね 30 人以下）で従事している人

— 表彰対象職種 —

- ◆ 建築・土木・電気工事などの職種
- ◆ 各種製品の製造・加工・組立・修理などの職種
- ◆ 理容・美容・調理・あんま・マッサージなどの職種



尚、対象職種について不明な点がある場合は事前に下記までお問い合わせください。

— 選考の方法 —

次の方から推薦のあった表彰候補者の内から、選考委員会の選考を経て市長が決定します。

1. 技能者又は技能者を雇用する者が所属する産業団体の長
2. 技能者を雇用する者

※原則として、個人からの推薦及び自薦はできません。

各分野の技能の名人をご推薦ください！！

— 推薦の手続き —

表彰候補者の推薦は、所定の推薦書により令和元年 9 月 2 日（月）までに宇治市産業振興課まで提出してください。



— 推薦書の提出及びお問い合わせ先 —

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45 番地の 13

宇治市産業振興課成長支援係

電話：0774-39-9621（直通）

F A X：0774-39-9622

E-mail：sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp



パパの育児休業を応援します！！

パパとママがともに育児休業をしたら育児休業可能期間が2か月延長されます。
まずは2か月間育児休業をしてみませんか？

育児休業は子育ての第一歩です。
お子さまとママのため、パパ自身のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のため、
厚生労働省は育児休業を応援します！

「育児休業をとってみようかな？」と思ったら…

会社にどう言おう？

育児休業ってどんな
制度なのかな？

スムーズに職場復帰
できるの？



詳しくは、「厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 HP」をご確認ください

中退共 小企業退職金共済制度

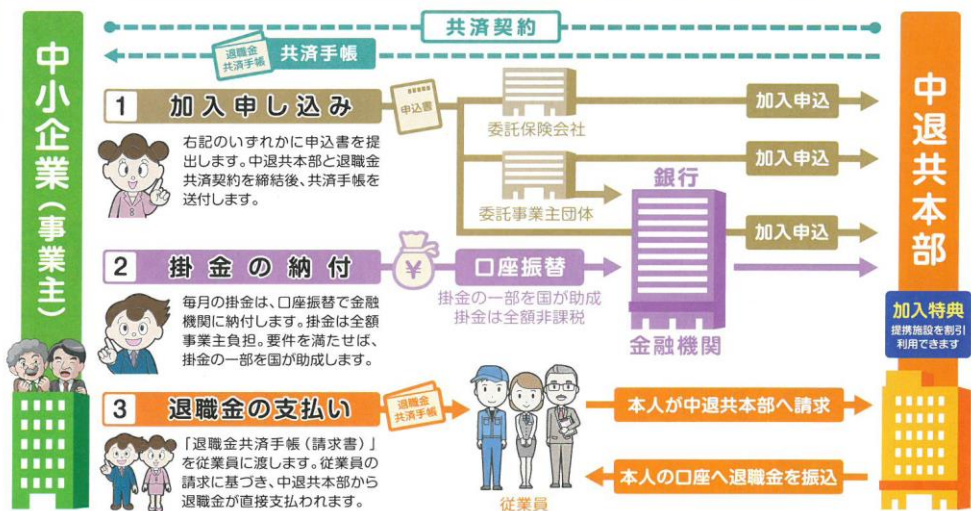
🔍 中退共 🔍 検索

ちゅうたいきょう

中退共制度は中小企業の事業主が、
従業員の退職金を計画的に準備できる、国の退職金制度です。

中退共なら 安心・確実・有利！

中退共制度のしくみ



— お問い合わせ先 —
中小企業退職金共済事業本部
TEL : 03-6907-1234

メール配信ご希望の方は、
産業振興課までご連絡ください！！

発行 宇治市産業振興課
宇治市宇治琵琶 45-13
TEL : 0774-39-9621 (直通)
E-mail : sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp